

奈良県広域消防組合ハラスメント等通報窓口設置要綱

(設置)

第1条 奈良県広域消防組合ハラスメント等通報窓口（以下「窓口」という。）を人事部に置く。

(所掌事務)

第2条 窓口は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント等（消防に関連する不祥事を含む。以下「ハラスメント等」という。）の通報の受理
- (2) 奈良県広域消防組合外に設置されたハラスメント等相談窓口との連絡調整
- (3) その他ハラスメント等の通報に関する事務

(所長)

第3条 窓口は、所長を置く。

- 2 所長は、人事部人事企画課長をもって充てる。
- 3 所長は、窓口の業務を総理する。

(通報受付者)

第4条 窓口は、通報受付者を置く。

- 2 通報受付者は、人事部人事企画課その他の職員の中から、所長が任命する。
- 3 通報受付者は、男性及び女性それぞれ1名以上をもって充てることに努めなければならない。

(窓口の業務に関する協力)

第5条 窓口は、必要に応じて、職員に対し、その業務について協力を求めることができる。

(通報の受付)

第6条 所長及び通報受付者（以下「通報受付者等」という。）は、消防職員及びその家族（第8条第2項において「職員等」という。）から通報を受け付けるものとする。

- 2 通報は、原則として電話により受け付けるものとする。ただし、これによりがたい場合は、面談、ファックス、電子メール等による通報を別紙様式により受け付けるものとする。
- 3 通報においては、原則として通報者の氏名、役職等を聞き取るものとするが、匿名での通報も可能な限り受け付けるものとする。
- 4 所長は、特に必要と認める場合は識見を有する第三者に通報に関する助言を求めることができる。

(通報者受付者等の遵守事項)

第7条 通報受付者等は、窓口の業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏えいしないこと。通報受付者等の職を退いた後も、また、同様とすること。
- (2) 通報者の名誉、プライバシーその他人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (3) 通報内容を丁寧に聴き取った上で、通報者の意向をできる限り尊重すること。

(所長の義務)

第8条 所長は、通報内容を踏まえ、事案について更に調査する必要があると認める場合には、奈良県広域消防組合ハラスメント等調査委員会の設置を求めなければならない。

- 2 所長は、職員に対し、窓口の存在を周知徹底するとともに、その利用を啓発することにより、職員等が容易に通報できるように十分配慮するものとする。

3 所長は、職員に対し、通報後の取扱いをあらかじめ明示しておくものとする。
(庶務)

第9条 窓口に関する庶務は、人事部人事企画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、窓口の運営に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

ハラスメント等届出書（文書届出用）

提出日時	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分		
概 要	発生場所		
	当事者		
	事案内容		
通報者氏名	氏 名	(所属・階級・職名・氏名) <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 家族（続柄 ）	
通報者立場	<input type="checkbox"/> 被行為者 <input type="checkbox"/> 目撃者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
申出内容	(期間、ハラスメント等に該当する点、被行為者の言動、行為者の言動)		
目撃者等氏名			
対応希望			
	調 査	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	希望しない場合は相談案件となります。
次回の連絡	<input type="checkbox"/> 希望する（連絡方法： ） <input type="checkbox"/> 希望しない（事実認定が限定される場合があります。）		
取扱い	<input type="checkbox"/> 通報 <input type="checkbox"/> 相談		
調査結果	<input type="checkbox"/> 報告を求める <input type="checkbox"/> 報告を求めない ※調査を「希望しない」と回答された場合は回答不要		
備 考			

備考1 行為者、被行為者、通報者等のプライバシーは保護されます。また、通報したことによる不利益な取り扱いは禁止されています。

2 通報者が目撃者の場合は、被行為者に事実や希望の確認を行います。

3 事実認定（双方確認）のできない事案は、相談案件となります。